

## 第27表 道路標識の設置状況

(単位 枚)

区 分	設 置 枚 数		前 年 比
	平 成 26 年	平 成 25 年	
<b>総 数</b>	<b>822,855</b>	<b>828,797</b>	<b>△5,942</b>
車 両 通 行 止 め 等	28,363	28,883	△520
歩 行 者 専 用	34,099	34,254	△155
自 転 車 ・ 歩 行 者 専 用	46,364	48,363	△1,999
指 定 方 向 外 進 行 禁 止	67,883	67,397	486
進 入 禁 止	28,279	28,372	△93
一 方 通 行	20,545	20,458	87
最 高 速 度	94,639	94,862	△223
駐 車 禁 止 等	215,113	217,746	△2,633
進 行 方 向 別 通 行 区 分	2,990	2,930	60
バ ス 専 用 ・ 優 先	728	726	2
一 時 停 止	139,998	140,960	△962
歩 行 者 横 断 禁 止	18,271	18,165	106
車 両 横 断 禁 止	614	612	2
転 回 禁 止	4,908	4,868	40
追 越 し ・ 追 い は み 禁 止	10,245	10,366	△121
横 断 歩 道 等	94,069	94,487	△418
そ の 他	15,747	15,348	399

注 追いはみ禁止とは、「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」のことである。

数値：交通規制課

## 第28表 交通信号機の設置状況(年次別)

(単位 か所)

区 分	平 成 24 年	平 成 25 年	平 成 26 年	
<b>総 数</b>	<b>15,625 (77)</b>	<b>15,656 (82)</b>	<b>15,754 (82)</b>	
うち) 交 差 点 用	11,317 (11)	11,345 (13)	11,309 (12)	
地 区 部	総 数	9,907 (69)	9,876 (73)	9,950 (72)
	うち) 交 差 点 用	7,384 (8)	7,391 (10)	7,364 (9)
域 市 郡 部	総 数	5,689 (8)	5,751 (9)	5,775 (10)
	うち) 交 差 点 用	3,906 (3)	3,927 (3)	3,918 (3)
島 部	総 数	29 -	29 -	29 -
	うち) 交 差 点 用	27 -	27 -	27 -

注 ( ) の数値は内数を示し、道路交通法第5条第2項に基づき、公安委員会が認めた者が設置又は管理する委託信号機である。

数値：交通管制課